

事務事業名	母子健康手帳交付事業		所属部局	保健福祉部		単位番号	5210						
	☐ 実施計画事業		所属課室	健康増進課		課長名	櫻田正文						
			所属担当	保健相談担当		担当者名	坂元康恵						
基本政策	基本計画体系	IV	快適で心のかよいあう都市づくり	予算科目	会計	名称	款	項	目	細目	細々目		
政策		18	健康づくりの推進	事業区分	01	一般	04	01	03	02	06		
施策		31	保健・医療の推進										
事業期間	☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始年度 15 年度) ☐ 期間限定複数年度 (~ 年度)			法令根拠	母子保健法								
事務事業の概要	事業の内容・・・期間限定複数年度事業は次年度以降3年間の計画内容も記載 ・母子健康手帳を交付することにより、妊娠・出産・育児に関する一貫した健康の記録を、母親自身の健康管理に利用できる。 ・毎週水曜午前中、かがやきセンターで妊婦相談と合わせて母子健康手帳交付を実施。来所できない場合には、夜間サービス(予約制)で発行。			事業費の主な内訳 (22年度)									
				項目(細節)				金額(千円)		項目(細節)		金額(千円)	
				印刷製本費				292					
				需用費				122					
				計				414					

1 現状把握(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 活動	
22年度活動実績	平成22年度交付実績;594冊(585人)
23年度活動予定	平成23年度交付予定;600冊
② 対象(この事務事業は誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等	
妊婦	
③ 意図(この事務事業により対象をどのような状態にしていけるのか、どのように変えるのか)	
早期に妊娠届出し、母子健康手帳を交付されることにより、妊婦自身の自覚が芽生え、健康管理につながる	
④ 上位目的(どのような結果に結び付けるのか)	
安心・安全な出産ができる	

⇒ ⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 母子健康手帳交付数	人
イ 妊婦相談件数	人
ウ	
⇒ ⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 妊娠届出数	件
イ	
ウ	
⇒ ⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 11週までの届出割合	%
イ	
ウ	
⇒ ⑧ 上位成果指標(結果の達成度を表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 出生数	%
イ	

(2) 事業費・指標の推移			単位	21年度 (決算・実績)	22年度 (決算見込・実績)	23年度 (予算・目標)	24年度 (次年度計画・目標)	25年度 (計画・目標)	26年度 (計画・目標)	最終 年度 (トータルコスト・目標)
年間 トータル コスト	事業費	国庫支出金	千円							
		県支出金	千円							
		地方債	千円							
		その他	千円							
		一般財源	千円	436	414	396	390	390	390	
	事業費計 (A)			千円	436	414	396	390	390	0
	人件費	正規職員従事人数	人	5	5	5	5	5	5	
		延べ業務時間	時間	200	153	160	160	160	160	
		人件費計 (B)	千円	892	683	634	634	634	634	0
		(A)+(B)	千円	1,328	1,097	1,030	1,024	1,024	1,024	0
活動指標	ア イ ウ	人		650.0	594.0	600.0	600.0	600.0	600.0	
		人		642.0	585.0	600.0	600.0	600.0	600.0	
対象指標	ア イ ウ	件		642.0	585.0	600.0	600.0	600.0	600.0	
成果指標	ア イ ウ	%		78.0	80.0	85.0	85.0	85.0	85.0	
上位成果指標	ア イ	%		656.0	592.0	600.0	600.0	600.0	600.0	

(3)この事務事業を取り巻く状況(対象者・社会状況等)の変化、市民意見等

① この事務事業はいつ頃どんな経緯で開始されたのか？	昭和40年に母子保健法が制定。その後の改正に伴い、市での母子健康手帳交付が義務付けられており、法に基づいて実施している
② 事務事業を取り巻く状況は開始時または5年前と比べてどう変化しているか？また、今後の予測は？	勤労妊婦の増加、出産を扱う産婦人科の減少。育児雑誌・インターネット等による情報が氾濫するようになった。
③ 事務事業に対して関係者(市民、事業対象者、議会等)からどんな意見・要望が寄せられているか？	交付日に来所できないといった意見があるが、夜間サービスや地区担当保健師との随時相談も利用し対応している。また、母子健康手帳紛失に伴う再発行の問合せが増えつつある。

(4) 改革改善の取り組み状況

① 改革改善の取り組み実施は？	☐ 取り組みしている ⇒【内容！】 ☒ 取り組みしていない ⇒【理由！】
② これまでの改革改善の取り組み状況・経過(取り組みしていない場合はその理由)	合併当初は、各支所で実施していたが、段階的に削減し、健康増進課で一本化して実施している。交付日に来所できない場合は、夜間サービスや随時相談で対応している。
③ H 22年度に実施した改革改善の内容	配布パンフレットの見直しを図り、コスト削減し、作成したリーフレットも活用していくこととした

事務事業名	母子健康手帳交付事業	所属部	保健福祉部	所属課	健康増進課
-------	------------	-----	-------	-----	-------

2 評価(Check1)担当者による事後評価(複数年年度事業は途中評価)

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的は市の政策体系の施策に結びつき、貢献しているか？ 意図が上位目的に結びついているか？	☐ 結びついていない(見直し余地がある) ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 結びついている ⇒【理由↓】 母子健康手帳を交付することにより、妊婦自身が自分の健康管理のために活用できる
	②公共関与の妥当性 この事務事業を税金を投入して市が行わなければならないのか？ 民間やNPOに委ねることは可能か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 妥当である ⇒【理由↓】 母子保健法に基づき実施している事業であり、同時に妊婦相談を実施し妊娠・出産・育児の情報提供を行い、妊娠期から一貫したサービスの実施・支援していくためにも、市で行うのが妥当である
	③維持・継続の妥当性 現状の対象と意図、成果から考えて、この事務事業を将来にわたり、維持・継続していくことは妥当か？目的や事業の必要性を見直す余地はあるか？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 適切である ⇒【理由↓】 母子健康手帳は、妊婦に対して交付されるものであり、母子保健法に基づいた事業のため、継続が妥当である。
有効性 評価	④成果の向上余地 事務事業のやり方・進め方を変えることで成果を向上させることはできるか？できない場合は何が原因でできないのか？	☐ 向上余地がある ⇒【理由↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 向上余地がない ⇒【理由↓】 早期の妊娠届出を勧めていくために、愛育会等を通しての働きかけなどPR方法を検討していく余地はある。
	⑤類似事業との統合・連携の可能性 類似した目的を持つ事務事業が他にあるか？類似事務事業がある場合、その事務事業との統合や連携を図ることはできるか？	☐ 類似事務事業がある ⇒(類似する事務事業の名称を記入↓) ☐ 統合・連携ができる ⇒【理由と具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☐ 統合・連携ができない ⇒【理由↓】 ☒ 類似事務事業がない
	⑥休止・廃止した時の影響及び休止・廃止の可能性 この事務事業を休止・廃止した場合影響はあるか？また成果から考えて、休止・廃止することはできるか？	☐ 影響なし ☒ 影響あり ⇒【理由と影響の内容↓】 母子保健法に基づいて実施している事業であり、休業止は困難である
効率性 評価	⑦事業費の削減余地 成果を下げずに事業費(コスト)を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 母子健康手帳と合わせて配布しているパンフレット類については、随時見直しをすることにより、コスト削減は可能と思われる。
	⑧人件費の削減余地 成果を下げずに人件費を削減できないか？(事業のやり方の方の見直しによる業務時間の削減や臨時職員対応や外部委託による削減はできるか？)	☐ 削減余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 削減余地がない ⇒【理由↓】 母子健康手帳交付のみであれば、人件費の削減は可能だが、同時に妊婦相談を実施しており、削減は困難である。
	⑨受益機会・受益者負担の適正化余地 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？受益者負担を見直す必要はないか？公平公正か？	☐ 見直し余地がある ⇒【理由・具体案↓】 ⇒ 3評価(Check2)・4今後の方向性に反映 ☒ 公平・公正である ⇒【理由↓】 母子保健法に基づいて実施している事業であり、妊婦を対象にしているため適正である。

3 評価(Check2)担当課管理者による評価結果と総括

(1) 1次評価者としての評価結果	(2) 1次評価の総括(事務事業を実施した結果を振り返り気づいたこと、課題、今後の方向性等について)
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	この事業は、母子保健法第15条の規定により「妊娠した者は、市町村長に妊娠の届出をするようにしなければならない。」これを受けて同法第16条第1項の規定により「市町村は、母子健康手帳を交付しなければならない。」以上のことを見ると法律に従っているため今後も方向性は同じである。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(PLAN)

(1) 今後の事務事業の方向性(Check1の結果から定める)・・・複数選択可		(3) 改革・改善による方向性																						
☐ 廃止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 事業統合・連携(有効性⑤の結果) ☐ 公平性改善(公平性⑨の結果) ☐ 休止(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ 成果向上(有効性④の結果) ☒ 現状維持(全評価項目で適切) ☐ 必要性検討(目的妥当性①、②、③の結果) ☐ コスト削減(効率性⑦、⑧の結果)		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト水準</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果水準</th><th>向上</th><td>☐</td><td>☐</td><td>☐</td></tr><tr><th>維持</th><td>☐</td><td>☒</td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td>☐</td><td></td><td></td></tr></table>				コスト水準			削減	維持	増加	成果水準	向上	☐	☐	☐	維持	☐	☒		低下	☐		
		コスト水準																						
		削減	維持	増加																				
成果水準	向上	☐	☐	☐																				
	維持	☐	☒																					
	低下	☐																						
(2) 改革改善案について		※ 廃止・休止の場合は記入不要																						
①パンフレットを検討し、コストの削減。		(5) 事務事業優先度評価結果																						
(4) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策		成果優先度評価結果	②																					
①配布しているパンフレット類が多く、同じ情報が色々なパンフレットに載っている状況のため、最小限で必要な情報を分かりやすく提供できるように見直しを図る。		コスト削減優先度評価結果	⑪																					